

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 建築住宅課

法令名	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	法令番号	平成 19 年法律第 112 号				
手続名	住宅確保要配慮者居住支援法人の指定の取消し等	根拠条項	第 50 条				
処 分 基 準	<p>第五十条 都道府県知事は、支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第四十一条第二項又は第四十五条から第四十七条までの規定に違反したとき。 二 第四十四条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。 三 第四十四条第三項又は第四十八条の規定による命令に違反したとき。 四 第四十条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。 五 支援法人又はその役員が、支援業務に関し著しく不適當な行為をしたとき。 六 不正な手段により指定を受けたとき。 <p>2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>						
	対応 区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	建築住宅課	交付機関	建築住宅課	目次